



# 金沢市公報

号外第16号

平成17年(2005年)5月30日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
規 則	
金沢市手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (財政課)	1
金沢市屋外広告物条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (まちなみ対策課)	1
金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (建築指導課)	1

金沢市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 ( " )	1
金沢市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (まちなみ対策課)	2
告示	
金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について (教育総務課)	2
公営企業管理規程	
金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程 (企業総務課)	2

## 規 則

金沢市手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年5月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第68号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

金沢市手数料条例の一部を改正する条例(平成17年条例第15号)附則ただし書に規定する規則で定める日は、平成17年6月1日とする。

金沢市屋外広告物条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年5月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第69号

金沢市屋外広告物条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

金沢市屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成16年条例第66号)附則第1項に規定する規則で定める日(第4条の改正規定中「美観地区」を「景観地区」に改める部分に限る。)は、平成17年6月1日とする。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年5月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第70号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例(平成17年条例第41号)附則ただし書に規定する規則で定める日は、平成17年6月1日とする。

金沢市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年5月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第71号

金沢市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

金沢市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例（平成17年条例第42号）第2条の規定の施行期日は、平成17年6月1日とする。

金沢市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年5月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第72号

金沢市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市屋外広告物条例施行規則（平成8年規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2種禁止地域の項第1号中「美観地区」を「景観地区」に改める。

附 則

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第185号

金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和47年告示第54号）の一部を次のように改正する。

平成17年5月30日

金沢市長 山 出 保

別表中「137,700円」を「139,100円」に、「196,000円」を「197,000円」に、「253,000円」を「254,000円」に、「104,900円」を「105,400円」に、「176,000円」を「177,000円」に、「246,000円」を「247,000円」に、「8,800円」を「17,200円」に、「80,400円」を「80,800円」に、「161,000円」を「162,000円」に、「241,000円」を「242,000円」に、「102,100円」を「124,400円」に、「56,500円」を「56,800円」に改める。

附 則

この告示は、平成17年度分からの補助金について適用する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年5月30日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第10号

金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第4に次のように加える。

家庭用食器洗い乾燥機ガス給湯接続	<p>食器洗い乾燥機にガス給湯器（10号以上のものに限る。）を接続してその温水を使用し、次のいずれかの条件に適合すること。</p> <p>(1) 専用住宅に設置し、その同一需要場所におけるガスの使用量を1個のガスメーターで算定すること。</p> <p>(2) 併用住宅の居住部分に設置し、その居住部分におけるガスの使用量を1個のガスメーターで算定すること。</p>
------------------	--

別表第4の備考に次の1項を加える。

12 食器洗い乾燥機とは、食器を入れ、専用洗剤を使用し、給湯接続により、自動的に食器の洗浄・乾燥を行う機

器をいう。

附 則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

平成17年(2005年)5月30日 印刷  
平成17年(2005年)5月30日 発行

発行人  
発行所

印刷者 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

定価 120円

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
前 川 稔  
(株) 共 栄